

「ぜんどうの碑」管理規約

2022.12.1 宗教法人法蔵院

第1条【名称と管理】

宗教法人法蔵院（以下本寺）の永代供養墓を「ぜんどうの碑/ぜんどうのひ」と称し本寺が管理運営する。

第2条【目的】

本規約は、本寺設置の「ぜんどうの碑」における納骨、供養に関し、必要な事項を定め適切に執り行うことを目的とする。

第3条【使用資格】

使用者（以下施主）の宗旨宗派不問。檀信徒入檀の義務無。入檀、本寺催事参加は施主の判断による。

第4条【安置の冥加料（費用）と期間】

必要経費完納時使用権者となる。一度納めた冥加料の返還はしない。

(ア) 13回忌まで 130,000円～ 命日より12年間。

1. 事務冥加料（手数料） 10,000円 下記（ア）（イ）共通。

2. 年会費 0円 //

3. 骨壺処分費用 4,000円 永代除く

以下希望者様追加料金

(イ) 永代利用料（ア）に加え 170,000円～ 契約日より永年利用/50年間。または規定納骨数まで合祀しない。

4. 授与戒名料 150,000円～ 希望者には戒名を授け本堂にてご供養します。

5. 僧侶立会読経/納骨壇指定 30,000円～ 僧侶立会読経。納骨壇=納骨堂の中で納骨場所指定可。

6. 芳名版彫刻料 35,000円 芳名版に戒名、俗名、命日等彫刻。故人様の生きた証を残す。

注意：骨壺納骨の期間期間を過ぎたものは、「ぜんどうの碑」の中で合祀（ごうし）。ただし、「ぜんどうの碑」住職が定めた収容規定数に達した場合、期間満了を待たずに合祀する。時期については、本寺が定め、施主へ連絡せず執り行う。永代利用は合祀しない。合祀後の(ア)→(イ)途中変更不可。

第5条【使用承諾証の交付】

「ぜんどうの碑」使用希望者は、本寺所定の「ぜんどうの碑使用申込書」に必要費用、埋（改）葬許可証を添え許可申請後、「ぜんどうの碑使用承諾書」の交付を受けること。

第6条【安置棚の使用】

- 「ぜんどうの碑」内安置棚には、住職が認めた骨壺に収められた遺骨（焼骨）のみ納骨可能とする。
- 遺骨安置場所は、住職が決める。施主からの申し出は一切受けない。第4条4項を除く。

第7条【参拝方法】

- 備え付けの花器、香炉以外使用禁止。供花のための自家用花器等使用不可。
- 供物不可。墓参り後は施主様が撤去処分してください。ご自宅の仏壇に備え付ける等
- 24時間参拝可能。防犯上、「ぜんどうの碑」は常時施錠。堂内への立ち入り見学不可。

第8条【法要】

- 当寺、施餓鬼法要 8/17、十夜法要 11/8、春秋彼岸法要にて、合同永代供養する。
- 施主の申出により、年忌法要等、仏事に関する法要を本寺で勤修できる。ただし浄土宗作法に限る。

第9条【遺骨の返還】

「ぜんどうの碑」に納骨されている遺骨は、施主の申し出で返還することができる。ただし合祀後不可。

第10条【使用資格の失格】

次の各項に該当する行為があった場合は、「ぜんどうの碑」の使用承諾を取り消す。

- 承諾証名義人が、承諾を受けた目的以外に使用した時。承諾名義人が「ぜんどうの碑」の使用権を第三者に譲渡または転貸したとき。
- 他の使用者への迷惑行為、本寺、近隣への迷惑行為を住職が認めたとき。
- 施主が死亡したとき。
- 施主は、住職より使用を断られた場合、なんら異議申し立てすることなくそれに従うこと。

第11条【不可抗力による事故の責任】

天災地変等の不可抗力による損害に対して、本寺はその責任を負わない。

第12条【規約改正】

規約改正が行われた場合、異議申し立てすることなく新規約に従うこと。

第13条【規約に定めない事項】

本規約に定めのない事項については、住職の判断により執務する。

附則 この規則は、平成28年8月1日より適用される。この規則は、R1.6.13 R1.8.1 R3.2.4 R4.12.1 改訂する。